

【1995年1月27日】労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案要綱について（答申）  
労働者災害補償保険審議会

労働省労働基準局労災管理課

平成7年1月27日

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案要綱の答申について

労働省は、昨年12月の労働者災害補償保険審議会(会長 萩澤清彦 中央労働委員会会長)の建議を踏まえ、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案要綱(別紙)をとりまとめ、1月23日に労働者災害補償保険審議会に諮問したところであるが、当該法律案要綱につき、本日、同審議会の答申を得た。

労働省としては、当該法律案要綱につき、本日、社会保障制度審議会に諮問することを予定しており、同審議会の了承が得られ次第、法律案を作成し、今通常国会に提出する予定である。

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案要綱について(答申)

平成7年1月23日付け労働省発基第3号をもって諮問のあった標記要綱については、当審議会はこれを了承する。

労働大臣浜本万三殿

平成7年1月27日  
労働者災害補償保険審議会  
会長 萩澤清彦